

＜対策のポイント＞

台風第15号、台風第19号等により被災した治山・林道施設や新たに発生した荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

＜政策目標＞

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 山林施設災害復旧事業 13,660百万円 ○ 被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。 2. 山林施設災害関連事業 7,811百万円 ○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。 ＜事業の流れ＞ 1 / 2、2 / 3等 国 → 都道府県 → 市町村等 1 / 2、2 / 3等 国 → 都道府県 （山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり） ※ このほか、国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。	治山・林道施設等の被害状況 台風第19号による治山施設の被災  台風第19号による林道の被災  荒廃山地等の被害状況 台風第19号による山腹崩壊の発生  台風第19号による山腹崩壊の発生 

【お問い合わせ先】

- （1）林野庁治山課（03-3501-4756）
- （2）林野庁整備課（03-6744-2304）
- （3）林野庁業務課（03-3502-8349）